

# 電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付金 支給のご案内



## 支給対象世帯

令和5年12月1日現在、練馬区に住民登録をしており、次の①②のいずれかに当てはまる世帯

① 5年度分の住民税が均等割のみ課税の世帯

▶ 1世帯あたり **10万円** **要申請**

※練馬区から「電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付金（3万円）」を受給した世帯は7万円を支給

①のうち、18歳以下の児童(平成17年4月2日以降生まれの児童)の児童がいる世帯

▶ 児童1人あたり **5万円** **要申請**

### ●申請方法

2月下旬に「確認書」を送付します。

令和6年5月31日（必着）までに返送してください。

### ●支給時期

申請から支給までに3週間程度かかります。

② 5年度分の住民税が非課税で、「電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付金（7万円）」を練馬区から受給した18歳以下の児童(平成17年4月2日以降生まれの児童)がいる世帯

▶ 児童1人あたり **5万円** **申請不要**

### ●申請方法

2月下旬に「お知らせ」を送付します。申請（返送）は不要です。

### ●支給時期

3月上旬より順次支給します。

※注意事項が裏面に続きます。必ずご確認ください。

**②の世帯のうち、以下の世帯は申請が必要です。**

- ・令和6年2月13日時点で、練馬区から「電力・ガス・食料等価格高騰支援給付金(7万円)」を受給していない世帯
- ・令和5年12月2日以降に生まれた児童がいる世帯 など

●**申請方法**

2月下旬より順次「確認書」を送付します。  
令和6年5月31日(必着)までに返送してください。

●**支給時期**

申請から支給までに3週間程度かかります。



**電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付金  
の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」に  
ご注意ください!**

練馬区や国(の職員)から「電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付金」給付のために、手数料の振込などを要求することは絶対にありません。

振込を要求するような電話がかかってきたり、郵便、メールが届いた場合、練馬区や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

最新の情報は、練馬区ホームページを  
ご確認ください。



練馬区ホームページ

**お問合せ**

**練馬区価格高騰支援給付金コールセンター**

**03-5984-4753**

受付時間 平日9:00~17:00

令和6年2月1日版